

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
- 町字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出
- 肝てつ検査及び牛肺虫検査の実施
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 土地改良法による換地計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定

- 土地改良事業の認可
- 土地改良区の設立に係る適否の決定
- 土地区画整理法による換地処分
- 鳥取県宮新町駐車場の駐車料金の徴収事務の委託
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
- 基本測量を実施する旨の通知
- 行政書士試験の実施
- 二級建築士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第六百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区

域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による米子境港市計画下ノ川土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する町の名称

同上の区域（昭和四十七年一月二十一日現在の地番による。）

湊 町

明治町九〇から九〇の二までの一部及びこれらと一体をなす
国有地、馬場崎町一の一部、二の三の一部、三の一部、四の
一から二八まで、二九の一部、三六、三六の二の一部、三六の
二、三六の三の一部、三七の一から五一まで、五二から五五ま
での一部、五六、五七の二の一部、五七の二、五七の三の一
部、五八から五九の三まで、六〇の一部、六一の一部、六二か
ら八九まで、九〇の一部、九一の一部、九二の二の一部、九二
の三の一部、九五の一部、九六の一部、一〇四の一部、一〇六
の一部、一〇九の一部、一一〇、一一一、一一二から一一四ま
での一部、一四九の一から一五一の一までの一部、一五二から
一五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上道町字千
坊南の全域、上道町字下鴻河の全域並びに上道町字下頭無のう
ち一六五五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

上道町字中道の全域、上道町字摺鉢の全域、上道町字西地蔵

元 町

田の全域、上道町字送り札の全域、上道町字オノ木東のうち一
七八八から一七九一の一まで及びこれらと一体をなす国有地以
外の区域、上道町字東地蔵田のうち一八八六の二の一部、一八
八六の三、一八八七の一、一八八八の二から一八八九の二ま
で、一八九一の二、一八九二の二、一八九三の二、一八九三の
三、一八九四の二、一八九五の二、一八九五の三、一八九五の
四、一八九六の四、一八九七の二、一八九八の三、一八九九の
四、一九〇〇の一から一九〇九の二まで及びこれらと一体をな
す国有地以外の区域並びに上道町字諏訪下一八五三、一八五
四、一八七五の一、一八七五の三、一八七五の七から一八八一
の二まで、一八八一の五から一八八三の一まで、一八八三の三
から一八八三の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（昭和四十七年一月二十一日現在の地番による。）

明 治 町

明治町のうち七一の五の一部、七一の九の一部、九〇から九
〇の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、
馬場崎町一の一部、一の一から二の二まで、二の三の一部、三
の一部、二九の一部、三〇から三五の一まで、三六の一の一
部、三六の三の一部、九〇の一部、九一の一部、九二の一、九
二の二の一部、九二の三の一部、九三の一から九四の二まで、
九五の一部、九五の一、九六の一部、九七の一から一〇二の二
まで、一〇三の一から一〇四までの一部、一〇五、一〇六の一
部、一〇七、一〇八、一〇九の一部、二三五の一部、二三六の

末 広 町	馬場崎町	
<p>末広町の全域並びに上道町字オノ木東一七九一及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>明治町七一の五の一部、七一の九の一部及びこれらと一体をなす国有地、馬場崎町五二から五五までの一部、五七の二の一部、五七の三の一部、六〇の一部、六一の一部、一〇三の二から一〇四までの一部、一一二から一一四までの一部、一一五から一四八まで、一四九の二から一五一の一までの一部、一五一の二、一五二から一五五までの一部、一五六の二から二三四まで、二三五の一部、二三六の一部、二四〇の二の一部、二四〇の三の一部、二四一の二から二八〇の一まで、二八〇の四の一部、二八〇の五の一部、二八〇の六、二八二の二の一部、二八二の三の一部、二八三から二九三の一まで、二九三の二の一部、二九三の三の一部、二九三の四から二九三の五まで、三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上道町字下頭無一六五五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>一部、二三七の二から二三九まで、二四〇の二の一部、二四〇の三、二四〇の四の一部、二八〇の五の一部、二八一の二から二八一の三まで、二八二の二の一部、二八二の三の一部、二八二の四から二八二の八まで、二九三の二の一部、二九三の三、二九六、二九八、三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上道町字オノ木東一七八八から一七九〇の一まで、一七九一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>上道町 字諏訪下</p> <p>上道町字諏訪下のうち一八五三、一八五四、一八七五の一、一八七五の三、一八七五の七から一八八一の二まで、一八八一の五から一八八三の一まで、一八八三の三から一八八三の六まで的一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>上道町 字東地蔵田</p> <p>上道町字東地蔵田一八八六の二の一部、一八八六の三、一八八七の一、一八八八の二から一八八九の二まで、一八九一の二、一八九二の二、一八九三の二、一八九三の三、一八九四の二、一八九五の一、一八九五の三、一八九五の四、一八九六の四、一八九七の二、一八九八の三、一八九九の四、一九〇〇の二から一九〇九の二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>廃止する 字の名称</p> <p>上道町字中道、上道町字摺鉢、上道町字千坊南、上道町字西地蔵田、上道町字下鴻河、上道町字下頭無、上道町字送り札及び上道町字オノ木東</p>	<p>鳥取県告示第六百十四号</p> <p>家畜伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査及び牛肺虫検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。</p> <p>昭和四十七年九月八日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>
---	---	--	--

一 実施の目的

肝てつ症及び牛肺虫症予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝てつ検査 牛(生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。)

牛肺虫検査 牛(放牧場で飼育されているものに限る。)

四 実施の期日

肝てつ検査 昭和四十七年九月二十日から昭和四十八年三月三十一日まで
牛肺虫検査 昭和四十七年九月二十日から十一月三十日まで

五 検査の方法

肝てつ検査 虫卵検査
牛肺虫検査 虫卵検査

鳥取県告示第六百十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市長谷字宮ノ峰二九一一九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市栗尾字白山五六二、五六三一一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字野原字西谷奥上平二七六、二七七、二七八、二八

三、二八七―一、二八八、二九一、三〇九(以上八筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町湯河字出立一〇三五―二、豊栄字陽山一三五七―二、一

三五七―五〇(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市河来見字北平四三一(「次の図」に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町花口字大原山一九八九―二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十一号

〔土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、花見東郷地区第二工区農宮ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり公示する。〕

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡東郷町 東郷町役場

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他

これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二十二号

昭和四十七年七月二十六日付で西伯町長から申請のあつた土地改良(赤谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十三号

昭和四十七年七月二十五日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(北村地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日、

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十四号

昭和四十七年七月四日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（落合地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間
縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十五号

昭和四十七年七月二十五日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（桂木地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十六号

昭和四十七年七月二十八日付で大栄町長から申請のあつた土地改良(上種地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十七号

昭和四十七年七月二十四日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良(上米積地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十八号

昭和四十七年七月四日付で西伯町長から申請のあつた土地改良(北方地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十九号

昭和四十七年七月四日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（久蔵地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十号

昭和四十七年七月二十五日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（金沢地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十一号

昭和四十七年八月十四日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良（石塚地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十二号

昭和四十七年七月二十七日付で大栄町長から申請のあつた土地改良(六尾地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十三号

昭和四十七年六月二十六日付で宇野山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(宇野地区農道舗装)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

宇野山土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十四号

関金町長から申請のあつた町営土地改良(和谷地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月四日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十五号

用瀬町長から申請のあつた町営土地改良(鷹狩地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十六号

北谷土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(向野地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき昭和四十七年九月四日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十七号

昭和四十七年六月十日付で鳥取市東大路六四番地両川威ほか三十九人の者から申請のあつた邑美土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法

(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月九日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十八号

米子境港都市計画下ノ川土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十七年八月二十二日換地処分を行なつた旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の

規定に基づき、鳥取県営新町駐車場の駐車料金の徴収の事務を財団法人倉吉駐車場公社に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百四十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県八橋警察署 東伯郡東伯町大字八橋一、三七七」を「鳥取県八橋警察署 東伯郡東伯町大字八橋六六一」に改める。

鳥取県告示第六百四十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量
- 二 作業期間 昭和四十七年九月十一日から昭和四十七年十二月十八日まで
- 三 作業地域 八頭郡若桜町

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により公告する。

昭和47年9月8日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 行政書士試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和47年10月12日(木) 午前10時から

(2) 場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁

2 行政書士試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験を行なう。

なお、(1)及び(2)については、択一式による。

(1) 行政書士の業務に關し必要な法令

(2) 一般常識

(3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれ

を通算して3年以上になる者

(3) 行政書士法施行細則第1条第2項の規定に基づき(2)に掲げる者と同
等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和47年9月8日(金)から昭和47年9月30日(土)までとし、郵便
による場合は、昭和47年9月30日までに到着したものに限る。

5 受験手続

行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験
資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に写した上
半身名刺型のもの)を添えて、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部
地方課に提出すること。

なお、受験願書を受理した者に対しては、受験票を交付する。

6 行政書士試験手数料及びその納付方法

(1) 行政書士試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書
の上部にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。

昭和47年7月22日及び23日に実施した二級建築士試験の合格者は、次の
とおりである。

昭和47年9月8日

鳥取県知事 石 破 二 朗

厨子	啓子	森	道美	坂口	一郎	出井	三郎	田島	清美
西尾洋一郎	加藤	重男	小谷	敏信	太田	隆夫	橋本清一郎	山根	博文
谷口	重美	彰	山口	剛一	谷口	直吉	山根	草信	哲則
小椋	彰	時枝	山上	孝喜	竹内	盛雄	林原	和男	博
岩木	憲二	花池	真山	敏夫	堀	征忠	遠藤	秀美	進
足立	義男	利通	田内	收	徳若	義和	功	修身	渡部
遠藤	豊憲	吉岡	堀越省一郎	道祖尾幸正	梅原	渡部	西	川戸	健二
加納	晴美	生田	昭夫	森本	眞人	西	光義	小田原	人司
野津	和正	田宮	信明	山田	晴夫	川戸	健二	岩見	順吉
福本	勝次	細砂節太郎	豊	福井	実	山本	敏和	横山	一夫
浜野	豊治	三輪	一三	中村	勝一	加藤	務	米沢	康則
溝口	国広	山本	忠佳	石橋	隆雄	坂本	俊男	徳田	学
横山	武生	竹本	喬雄	吉村	昌人	高野	勝利	田中	康則
中村	俊夫	福田	均	小椋	昭信	泉	博和	松田美佐子	俊夫
磯江	郁	尾崎	照子	藤堂	憲治	前田	幸一	稲田	哲嗣
米田	尚正	篠村	要治	松本	和夫	本田	勲	大野	哲嗣
天野	豊和	山根	勝	本田	昭紀	門脇	篤生	竹田	育生
平木	賢治	細田	利郎	松本	一夫	山崎	実	池本	忠
松岡	芳宏	西村	安雄	仲田	和夫				
橋本	正								